中小企業振興

平成22年5月15日(土曜日)〈毎月1、15日発行〉第1024号

中小企業と地域振興をもっとサポート

独立行政法人

中小企業基盤整備機構

中小機構ウェブサイト http://www.smrj.go.jp

中小企業ビジネス支援サイト J-Net21 http://j-net21.smrj.go.jp

「小規模企業」「経営セーフティ」共済を拡充

加入範囲拡大し、「共同経営者」も対象 「私的整理」を追加、貸付額を引上げ

中小企業基盤整備機構（中小機構）が運営する「小規模企業共済」と「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）」の制度が拡充されることになった。小規模企業共済は個人事業の「共同経営者」を新たに加入対象者として認め、安心して事業に専念してもらうことを期待し、経営セーフティ共済では、共済事由に「私的整理」の一部を加え、貸付限度額を2倍以上の8000万円に引き上げるなど、回収困難となる売掛金債権額が高額化している中で増大する連鎖倒産リスクに備えてもらう。両共済は中小企業に対する備えとして、長期にわたってセーフティネットとしての機能を果たし、今回の改正でさらに機能が強化される。小規模企業共済は今年度中、経営セーフティ共済は共済事由の拡大を今年夏まで、貸付限度額引き上げなどを来年10月までに実施することにしている。

経済産業省・中小企業庁が今国会に提出した「小規模企業共済法の一部を改正する法律案」と「中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案」が成立・公布され、今回の改正となった。

小規模企業共済の改正のポイントは、加入対象者を拡大したこと。従来、法人形態であれば役員が全員加入できるが、個人事業形態では事業主しか加入できなかった。昨今の個人事業を中心とした小規模・中小企業数の減少や金融危機による実体経済への悪影響などの厳しい状況にある中で、小規模企業の中でも個人事業主の将来不安を払拭することが緊急課題になっていた。今回の改正では、事業主の「共同経営者」の加入を認める。

小規模企業共済の加入者約120万人の内訳は、法人形態約40万人に対して、個人事業主約80万人。個人事業では、配偶者や後継者などが「共同経営者」として事業主と一緒になって事業を行っている実態を踏まえ、共同経営者の加入を認めた。事業主の親族以外でも共同経営者であれば、共済に加入できることになる。共同経営者の具体的な基準や加入手続きの方法などは今後、省令等で明確化される。

経営セーフティ共済の改正ポイントは①共済事由に「私的整理」を追加②貸付限度額を8000万円に引き上げ③「早期償還手当金」制度を創設―の三つ。

共済事由の拡大については、これまで倒産法や会社更生法などの法的整理手続きの申し立て、または手形取引に係る銀行取引停止処分―の二つに限定してきた。しかし、最近の商取引の決済手段として、発行コストや紛失リスクなどで手形決済は大きく減少しており、共済金の貸し付けを受ける機会が減少している。こうした事情を踏まえ、不正請求等の悪意をもった貸付請求者を排除し、迅速に貸し付けを行うことができる要件として、弁護士または認定司法書士が取引先（債務者）の代理人となって債務整理を行う「私的整理」を共済事由に追加することにした。改正により、これまで共済金の貸し付けを受けられなかった事態にも対応でき、中小企業の連鎖倒産を一層防ぐことができると期待される。

また、共済金の貸付限度額を現行の3200万円から2倍以上の8000万円に引き上げる。これは中小企業者が抱える売掛金債権額がこれまでよりも高額化し、現行の貸付限度額では大部分の中小企業者を救済できなくなっていることに対応した。高額な売掛金債権を有する中小企業者にとっても利用しやすいものとなる。

共済金の貸付上限額の引き上げに伴い、掛金月額の上限も8万円を20万円に、積立限度額も320万円から800万円にする。これまで同様、掛金全額が損金または必要経費に算入できる。

さらに「早期償還手当金」制度を創設する。共済金の貸し付けを受けた者が、当初設定された償還期限よりも早期に、遅滞なく完済した場合に支給する制度で、繰り上げて償還した共済金の額と期間に応じて手当金が支給される。共済契約者にとっては新たな負担軽減策として機能し、共済制度の魅力向上になるという。

小規模企業共済

小規模企業の経営者のための「退職金制度」であり、月額7万円を限度に毎月の掛金を積み立て、廃業や引退などの際に、掛金とその運用益からなる共済金を受け取る制度。毎月の掛金は全額所得控除の対象となり、受け取る共済金も退職所得控除等の対象になる。

経営セーフティ共済

取引先の倒産による売掛金債権等の回収困難により、中小企業者が連鎖倒産等に至る事態を防ぐことを目的に、当面の資金繰りを支援するための簡易・迅速な貸付制度。貸付額は回収困難になる額と積み立てた掛金総額の10倍のいずれか少ない額の範囲内で、無利子・無担保・無保証人、そのうえ金融機関が通常行う与信審査をせずに迅速に貸し付けを行うのが最大の特徴。無利子だが、貸付額の1割を積み立てた掛金から控除し、これを貸し倒れの費用に充てることで、共済制度として安定的な運営を維持している。